

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 事務の点検及び評価や学識経験者の意見は何のためにあるか

質問要旨

本年8月の教育委員会定例会において小平市教育委員会事務の点検及び評価(以下、点検評価と呼ぶ。)(令和4年度版)の案が示され、可決した。以前も述べた通り、この点検評価の冒頭には、点検・評価の意義が次のように2つ定められている。①毎年度、自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。②点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

これまでと同様、今回可決した点検評価もこの2点が満たされていない部分があるため、以下質問する。

1. いじめ重大事態について

いじめ重大事態の扱いには大きな課題があり、その改善への取り組みは①と②を達成するために重要である。そのため、いじめ防止の観点からいじめ重大事態を点検・評価するだけではなく、防止策がかなわずいじめ重大事態が発生した際の対応についても点検・評価し、課題・対応・今後の方向性を示すべきと考えるが見解は。

2. 服務事故再発防止の取組について

- (1) 発生防止ではなくなぜ再発防止という表現を使っているのか。
- (2) 評価の重要な指標である服務事故の発生件数が記載されていない理由は。
- (3) 令和4年度に少なくとも1件の不適切な指導があり服務事故が発生している。令和4年度以前にも不適切な指導があったというご相談を数件受けており、教育委員会も認識している。つまり研修だけでは服務事故は防ぎきれない。ご相談いただいているケースでは事故発生後の対応が大きな課題となっている。そのため、研修という観点だけから服務事故防止を点検・評価するのではなく、研修をしても発生してしまった服務事故の、その後の対応についても点検・評価し、課題・対応・今後の方向性を示すべきと考えるが見解は。
- (4) そもそも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条で、教育委員会はその権限に属する事務について毎年自ら点検及び評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに公表することと定められている。その趣旨からすると「権限に属する事務全般が点検・評価の対象」とも読める。小平市は事業を絞って点検・評価の対象としているがこれは法的に許されるのか。許されるとしたらどういう根拠に基づいているか。

3. 学識経験者からの意見について

- (1) 学識経験者からの意見は何のために記載しているか。
- (2) 学識経験者からの意見に、いじめ重大事態はもとより、いじめや体罰についての言及が一切ない。令和4年度中にいじめ重大事態の発生報告が2件あり、その対応の問題が指摘され、また服務事故も発生し体罰を訴える訴訟の判決も出ている中で一切の言及がないことには強い違和感がある。市教育委員会は学識経験者に対し、それらについては意見いただかないよう伝えているのか。それとも意見してはいけないルールがあるのか。
- (3) 意見をいただいている学識経験者はいじめ重大事態調査の第三者委員会の委員長も務められており、いじめ重大事態の対応に関する市の課題を詳しく把握されているはずである。しかし、意見ではこれら課題に一切触れられていない。教育委員会と関係が深いため指摘できていないのではという風にも見える。市の見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月28日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
